

認定・特例認定・条例指定NPO法人に対する税制上の優遇措置の一覧

税制上の優遇措置		認定	特例認定	条例指定
個人からの寄附 (京都市民の場合)	【所得税の寄附金控除】 <対象となる寄附金額は、所得金額の40%相当額が限度> 所得控除と税額控除の選択制 <ul style="list-style-type: none"> ・ 所得控除：寄附金から2,000円を控除した金額を総所得金額等から控除 ・ 税額控除：寄附金から2,000円を控除した金額の40%を所得税額から控除(所得税額の25%相当額が限度) 	○	○	×
	【個人住民税の寄附金控除】 <対象となる寄附金額は、総所得金額等の30%相当額が限度> <ul style="list-style-type: none"> ・ 税額控除：寄附金から2,000円を控除した金額の10%(市民税8%+府民税2%)(※2)を住民税額から控除 	○(※1)	○(※1)	○
法人(企業等)からの寄附	【法人税の軽減】 一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入可 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別損金算入限度：(資本金等の額×0.375%+所得金額×6.25%)×1/2 	○	○	×
相続財産の寄附	【相続税の軽減】 寄附をした相続財産の価額について、相続税の課税対象から除外	○	×	×
認定NPO法人自身への優遇措置	【法人税の軽減(みなし寄附金)】 収益事業から得た利益を特定非営利活動に係る事業に支出した場合に、これを寄附金とみなして、一定の範囲内で損金算入可 <ul style="list-style-type: none"> ・ 損金算入限度額：所得金額の50%又は200万円のいずれか多い額までの範囲 	○	×	×

○…税制上の優遇措置の適用あり、×…適用なし

(※1)…個人住民税の寄附金控除については、認定・特例認定を受けても自動的に控除対象とはならない。都道府県民税については都道府県から、市区町村民税については市区町村から、それぞれ個人住民税の寄附金控除の対象として指定される必要がある。

(※2)…平成29年1月1日以降の寄附から市民税と府民税の割合が「市民税6%・府民税4%」が「市民税8%・府民税2%」に変更された。ただし、指定都市以外に住所を有する方は同日以降も「市区町村民税6%・都道府県民税4%」から変更ない。